

福祉タクシー事業及び燃料費助成事業の制度改正について

令和 7 年(2025 年) 4 月から、以下のとおり、福祉タクシー事業及び燃料費助成事業の交付要件等の見直しを行いましたので、ご報告いたします。

1 障がい者福祉タクシー事業

(1) 交付要件の一つである所得に関する要件を変更

所得税非課税の要件を、市町村民税非課税（所得割・均等割いずれも非課税）に変更。

なお、これまで所得税非課税であったが、市町村民税課税となる者については、市町村民税非課税とみなして、引き続き交付を継続する。

(2) 額面を増額

令和 6 年(2024 年) 4 月の運賃改定を受け、ほか政令市の事例を参考に以下のとおり増額した。（枚数置き）

	これまで		令和 7 年(2025 年)4 月から	
普通タクシー利用券 ※年間 40 枚上限		450 円		500 円
患者等輸送タクシー利用券 (リフト付きタクシー利用券) ※年間 35 枚上限	小型	550 円	小型	600 円
	中型	1,090 円	中型	1,100 円
	大型	1,360 円	大型	1,400 円

【交付対象者】

熊本市に住民登録があり、かつ市町村民税非課税の者で、次のいずれかの手帳を持つ者

ア 身体障害者手帳 1 級、2 級

イ 療育手帳 A 1、A 2（再判定年月を過ぎていないものに限る）

ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級（更新年月日が過ぎていないものに限る）

【交付枚数】

上記(2)のとおり

2 障がい者燃料費助成事業

(1) 交付要件の一つである所得に関する要件を変更

所得税非課税の要件を、市町村民税非課税（所得割・均等割いずれも非課税）に変更。

【交付対象者】

1 人で外出できない在宅の重度障がい者で、現在の交通助成制度を利用できない、以下のいずれにも該当する者

ア 熊本市・熊本県発行の療育手帳 A 1・A 2 を所持している

イ 市町村民税が非課税

ウ おでかけ I C カードの交付を受けていない

エ 障がい者福祉タクシー券の交付を受けていない

オ 障害者支援施設に入所していない

カ 医療機関に入院していない

【交付枚数】

対象者 1 人につき 1,000 円券 12 枚綴り 1 冊（年間） 12,000 円分